

2023 トップセミナー

9月13日、前橋商工会議所会館において、恒例のトップセミナーを開催し、100人程が参加。

「未来を見据える攻めの中小企業経営」と題し、2人の講師が講演を行った。

「新時代のものづくりとは ～下町の町工場の挑戦～」

株式会社浜野製作所

代表取締役社長 **浜野 慶一** 氏

株式会社浜野製作所は、1978年創業の設計・開発や精密加工を得意とする東京都墨田区の町工場。

浜野氏は、父の急逝により、家業を継いだ。2000年に隣家のもらい火により工場・自宅が全焼。



従業員「金じゃなく社長と仕事がしたい」という言葉に、再起することを強く決意。経営危機を乗り越えた結果、現在、従業員約60名で、顧客は6,000社を超える企業に成長した。

また、下半身不随の娘を持つ父親の依頼で、各所が匙を投げたりハビリ装置を何とか完成させたところ、心からの感謝の言葉を受け取り、「ものづくりは誇り高い仕事」という自身の父の言葉を理解するとともに、この経験が試作開発に取り組む原点となる。その後、電気自動車「HOKUSAI」や深海探査艇「江戸っ子1号」の開発など多くの試作開発に取り組み、会社の知名度が向上。苦戦していた新卒採用にもつながった。

一方で、優れたアイデアを持つスタートアップ企業の技術的課題の相談や試作の支援を行うインキュベーション施設も創設。今ではトヨタ自動車などの大企業からも試作開発の依頼が来るようになるとともに、大企業から出向者を受け入れるなど、様々な取組みを続けている。

「地域中小企業の成長戦略と事例」

株式会社船井総合研究所

代表取締役社長 **真貝 大介** 氏

株式会社船井総合研究所は、1970年創業の経営コンサルティング会社で、主に中小・中堅企業を対象にコンサルティング事業を展開している。

あらゆるコストが上昇している現代においては、仕事の量を増やすだけでは会社の利益にはつながらない。また、働き手が不足しており、今後、中小企業が成長していくためには、2023年中に「デジタル投資」「人財投資」「事業・M&A投資」の3つの投資を、集中的に実施することが必要になると強調し、県内の支援事例を紹介した。



群馬県内の支援事例

○デジタル投資（法律事務所）

早くから Web サイトを活用した顧客獲得を展開。一般的な依頼数の10倍以上を受けるまでに成長。

○人財投資（産業廃棄物処理業）

人材採用難な地域であるも、スカウト採用などを駆使するとともに、社長自らによる面接を重視することで、優秀な人材採用を達成。

○事業・M&A投資（アミューズメント事業）

関東エリアを中心に店舗拡大する中、九州エリアの店舗をM&Aで取得し、業界第4位の年商規模を実現。

外国人技能実習制度適正化講習会

9月21日、ホテルメトロポリタン高崎において、「外国人技能実習制度見直しの最新動向と現行制度での実務上の留意点」について講習会を開催した。講師は、公益財団法人国際人材協力機構東京駐在事務所所長・岡村陽子氏。

岡村氏は、外国人材を適正に受け入れる方策を検討する「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の中間報告書を参照しつつ、技能実習制度の見直しの動向を説明した。



講師の岡村氏

現在の制度下で、人権侵害や労働法違反等が問題となっているため、新制度は「低賃金で労働力を確保できる」という発想では外国人を受け入れることができない制度設計になるだろうと見解を述べた。

また、緩和が検討されている技能実習生の転籍について、可能となった場合、労働環境及び生活環境の良いところに外国人が流れることが予想されるので、企業が良好な環境を提供できるかが重要になると説いた。

続けて、適切に監理できていない監理団体も散見されることから、監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等が論点となっている旨を説明した。



監理団体となっている多くの会員組合が集まった

同時に、優良な監理団体などへのインセンティブの付与も検討されていることも強調した。

その後、実務上の留意点や外国人技能実習機構による実地検査の傾向を解説。監理団体への指摘の多くは軽微なもので、厳しい技能実習法に対して適切に運営している監理団体は多いと語った。

■現行制度での実務上の留意点

- 令和5年6月より、監理団体の業務の運営に係る規程(監理費表含む)のインターネットでの公表が義務化した。
- 法令上技能講習等の修了が義務付けられている作業を、未修了の技能実習生に行わせた場合、労働安全衛生法違反となる。
- 技能実習生都合による実習先の変更は認められないので、変更を希望する技能実習生にはこの点をよく説明する必要がある。
- 技能実習生の失踪の原因すべてが監理団体や実習実施者に非があるとは限らない。失踪を機構へ連絡する際、非がないことを丁寧に説明すればよい。

有識者会議の資料や、最新の技能実習制度運用要領は下記よりご確認ください。



有識者会議資料
(出入国在留管理庁)



技能実習制度運用要領
(外国人技能実習機構)